

◎新潟県告示第1026号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成30年9月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 新潟手の外科研究所病院
- 2 所 在 地 北蒲原郡聖籠町諏訪山997番地
- 3 有効期間 平成30年10月2日から  
平成33年10月1日まで